

大型車をさらに区分する場合の判断方法（参考）

（別紙３）

	区分	ナンバープレート	その他の特徴	代表的な車種
大型車Ⅰ	普通貨物自動車	・ １、１０～１９まで 及び１００～１９９まで （大型番号標） 例：奈良１２あ１２３４	・ 車両前部上部に速度表示灯（バスを除く）	・ キャブオーバートラック ・ ダンプ ・ トラクタ
	特殊用途自動車	・ ８、８０～８９まで 及び８００～８９９まで （大型番号標） 例：奈良８８た５６７８		・ コンクリートミキサー車 ・ タンク車
	乗合自動車	・ ２、２０～２９まで 及び２００～２９９まで （大型番号標） 例：奈良２２あ９０１２		・ 観光バス ・ 路線バス
大型車Ⅱ	普通貨物自動車	・ １、１０～１９まで 及び１００～１９９まで （小型番号標） 例：奈良１１あ１２３４	・ 車両総重量８トン未満 ・ 最大積載量５トン未満	・ キャブオーバートラック ・ バン型トラック
	特殊用途自動車 （注）	・ ８、８０～８９まで 及び８００～８９９まで （小型番号標） 例：奈良８８さ５６７８		・ 冷蔵冷凍車 ・ 塵芥車
	乗合自動車	・ ２、２０～２９まで 及び２００～２９９まで （小型番号標） 例：奈良２２す９０１２	・ 乗車定員１１人以上 ２９人以下	・ レンタカー ・ マイクロバス

（注）大型車Ⅱの特殊用途自動車には、改造前の自動車（乗用車、小型貨物車）と同程度の大きさのものは含めない。それらは小型車にカウントするものとする。（例：パトカー、小型キャンピングカー等）